

サステナブル・ブランド国際会議2023学生招待プログラム第3回SB Student Ambassador東北大会負担金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う未来のリーダーである高校生のサステナビリティへの取り組みに対する知見を深め、高校生が企業と共にSDGsを活用したサステナブルな社会の実現を目的に開催されるサステナブル・ブランド国際会議2023学生招待プログラム第3回SB Student Ambassador東北大会（以下「大会」という。）の円滑な運営のため、株式会社博展に対し、予算の範囲内で負担金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の交付の対象経費等)

第2条 負担金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費その他の事業の運営に要する経費とし、負担金の額は50万円を限度とする。

(負担金の交付の申請)

第3条 株式会社博展は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、大会要領とする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(負担金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、大会が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 株式会社博展は、大会が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は大会が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(負担金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、大会の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により株式会社博展に通知するものとする

。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって効力を失う。ただし、第5条第2号の規定については、同日後もなおその効力を有する。